

商標使用に関する細則

(商標の使用申請)

- 1 「室内環境学会標準法準拠」の商標を使用しようとする会員は、標準法に準拠していることを示す申請資料を、商標管理委員会に提出しなければならない。
- 2 商標管理委員会は申請資料の審査、および必要な現地調査を行い、商標使用の可否を決定する。商標使用を許可された会員は、商標会員となる。
- 3 商標使用を申請した会員は、可否決定にかかわる審査に伴う必要経費を負担しなければならない。
 - 3.1 審査費用は50,000円とする。

(商標会員の義務)

- 4 商標会員は「室内環境学会標準法準拠」の商標を用いた表示に関して、検査結果を含むすべての責任を負う。
- 5 室内環境学会は検査結果に対する責任を負わない。

(商標使用契約)

- 6 商標会員は、商標管理委員会と商標使用に関する契約案を作成し、室内環境学会との間で契約を締結する。
- 7 商標使用の契約期間は5年とする。審査のうえ異議のない場合には契約の更新を行うことができる。
- 8 商標会員は、商標の維持・管理および室内環境学会標準法の普及活動に必要な費用を会費として負担する。
 - 8.1 商標会員の年会費は一口5万円とし、口数は商標管理委員会との協議に基づいて決定する。
 - 8.2 商標利用契約の更新審査料は50,000円とする。